

第8回 第六次東大和市男女共同参画推進審議会 会議録（概要）

日 時	平成28年9月15日（木曜日）午後7時から午後9時20分まで
場 所	会議棟第6会議室
出席委員	奥田委員、小鷹委員、久保田委員、鈴木 _景 委員、鈴木 _富 委員、外池委員、田口委員、 忽滑谷委員、野口委員、松本委員、水落委員、安田委員、矢野委員
欠席委員	小山委員
市出席者	子ども生活部長、市民生活課長、消費・共同参画係
会議次第	別紙のとおり
事前配布	・第二次東大和市男女共同参画推進計画平成27年度推進状況のまとめ
当日配布	・次第 ・第3回男女共同参画講座開催チラシ「介護!!これから直面するあなたへ」 ・内閣府資料「ひとりひとりが幸せな社会のために」（平成28年度版）

○会長あいさつ

皆さまこんばんは。天候不順の長雨が続きまして、足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。先日8月27日に嵐山町のシンポジウムに行きまして、タイトルが「男もつらいよ」とどこかで聞いたような感じでしたけど、2人の男性のパネリストのお話がありまして、武蔵野大学社会学部助教授と男性の意識改革という観点からという本を出した方で、もう1人は、24年前に男性で初めて育児休暇を取得した方で元電機メーカー研究所の方のお話を聞いてきました。感想として、男性の視点から長時間労働や育児休暇の取得の難しさがネックになっているのではないかと思います。今日は平成27年度年次報告書の推進状況についての議論いただきますが、いつものように活発なご意見を出していただき充実した審議会にしていいただければと思います。

○子ども生活部長あいさつ

皆さんこんばんは。先日のシンポジウムには、2人の委員さんにご出席いただきありがとうございます。今定例議会をやっていますが、私が子ども生活部に来て5年目になりますが、初めて男女共同参画だけの質問を90分受けました。その中で皆さんにも今日から推進状況のまとめについてご意見をいただくわけですが、自己評価が統一されていないのは、数値目標に基準がなく感覚で評価していることをどうにかしたほうが良いということと、ワーク・ライフ・バランスの周知について質問がありまして、計画の改訂版に向けて2年前の市民意識調査では、6割が知らないという結果でした。内閣府の調査では、言葉すら知らないということでそれが横文字であることやいろいろな定義があること、ワーク・ライフ・バランス憲章にあります。その辺の周知も必要でなかなか難しいのではないかと思います。最後は拠点の整備に向けて今回も実現はしないけど載せていただきたいということ、条例にあるところを指摘されましてその辺の整合性についてもご意見をいただきましたが、思いは同じということをご理解いただきたいと思います。本日から何回かに分けて昨年度の年次報告についてご意見をいただきますのでよろしく願いいたします。

※配布資料の確認

- 1 第二次東大和市男女共同参画推進計画平成27年度年次報告書（推進状況調査報告書）
について答申案検討
事務局から説明

◎計画の概要、調査結果の概要、27年度の評価結果の集計について

事前に開催通知と一緒に送付いたしました、A3サイズの資料をご覧ください。まず、計画の概要です。計画の理念と目的ですが、市では、平成17年3月に制定された「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」の第1章に掲げた6つの基本理念を視野に入れまして、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的としております。次に計画の性格ですが、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するために、平成13年度から取り組みました東大和市男女共同参画計画及び平成19年度から取り組みました東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）を発展的に引き継いだ第二次の計画です。計画の目標ですが、1あらゆる分野への男女共同参画、2互いの人権の尊重、3「仕事と生活の調和」の推進、4男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実、の8課題85事業に取り組むということで、計画に盛り込んでいます。計画の期間は平成23年度から平成32年度の10年間ですが、平成28年度からは3月に策定いたしました改訂版の計画に沿って事業を行うこととなります。次に、進捗状況調査結果の概要があります。（1）目的に「第二次男女共同参画推進に伴う各事業の実施計画に基づき、計画の着実な推進と実効性を確保するため、年度ごとに各事業の実績を集約し計画の推進状況を明らかにするものです。」とありますように毎年度各課が行っている事業が、男女共同参画の視点に基づいて計画通り進められているかどうかを振り返るものになります。調査期間は（4）のとおり、平成28年5月19日の調査依頼から、最終校正確認終了までの8月31日までとしております。（5）の調査の経過ですが、各課に調査依頼し、提出された回答の内容については、実績や評価理由について主管課と調整をおこない、その後、男女共同参画推進計画連絡会議において、意見を聞き、主管課と調整を行っております。

2 調査票の見方について

- ・所管課は、事業を実施する課になります。
- ・27年度実績は、27年度に行った事業の実績を記入してあります。
- ・自己評価は、（主目的）★または（関連）●で示しております。
- ・評価理由は、自己評価した理由を記入しております。

3 評価基準では、男女共同参画とはという定義から入りまして男女共同参画の視点についてということで各所管課には毎年度確認をしてもらっています。各事業がこの視点に基づいて行われているかどうかを評価してもらいたいということで掲載しています。

次のページには「実施区分別評価結果の集計」を載せています。左側に計画の4つの目標があります。主管課で27年度に取り組んだ事業がどうだったかという事をまとめています。一番下の合計に数値があります。全部で85事業に対し、一つの事業に複数の主管課の評価があり、全部で99の評価となります。主目的、関連事業の中で、順調または達成★3つ●3つが57事業で57.6%、昨年度は49.5%でしたので8ポイントアップしています。★2つ●2つは、概ね順調またはほぼ達成できたが、さらに工夫が必要または配慮したが事業を実施する上でさらに工夫が必要は、昨年度40事業で40.4%でしたが、今年度は34事業で34.4%マイナス6ポイントとなっています。★1つ●1つは、検討が必要または配慮できずは、事業数4で4.0%と2ポイント下がっています。☆1つ○1つは、未実施で事業数は4で4.0%と昨年と変わっておりません。

◎昨年と比べて、評価が変わったところについて

- ・1ページ No.1 審議会等の男女比率の改善の自己評価が★1つから★2つに増えています。評価理由は26年度と比較して、女性委員の占める割合が少し上昇したことと、庁内報で計画の改訂版について掲載し、審議会等における女性の割合の目標数値を30%以上として、女性の参画の必要性を呼びかけたことによります。

- ・ 5 ページ **No.2 4** DV被害者の救済を支援するための情報提供で、自己評価が★2つから★3つに増えています。評価理由は講座の開催に加え、DV相談窓口のカードの設置場所を2箇所増やしたことによります。(中央公民館、玉川上水駅前の女子トイレ)
- ・ **No.2 6** セクハラ、ストーカー行為防止に向けた広報、啓発で、自己評価が★2つから★3つに増えています。評価理由はDV、ストーカーの関連講座を開催したことと、市報にキーワード「職場のハラスメント」を掲載し、ホームページでも情報提供し意識啓発を図ったことによります。
- ・ 6 ページ **No.3 2** 男女共同参画情報誌の発行で、自己評価が★2つから★3つに増えています。評価理由として、26年度は応募がなかったのですが、27年度は2名の方の協力を得て情報誌を発行し、ホームページやツイッターにも掲載し広く情報提供したことによります。
- ・ 9 ページ **No.4 1** 講座等の充実で、所管課が社会教育課になります。自己評価が●2つから●3つに増えています。評価理由として、美術系講座を一本化させ、全体の開催数も増加したためとしています。
- ・ 16 ページ **No.5 0** 男女共同参画情報誌の発行で、自己評価が★2つから★3つに増えています。こちらは**No.3 2の再掲**となりますので、評価理由もほぼ同じです。
- ・ 19 ページ **No.6 4** ホームヘルパー派遣事業の実施で、自己評価が●3つから●2つに下がっています。理由として、窓口やホームページ等で周知を行ったが申込みがなかったとしています
- ・ 20 ページ **No.6 7** 介護保険施設の基盤整備で、●2つから●3つに増えています。評価理由として、高齢者ほっと支援センターについては、人員増による機能強化を図ることにより、増加する相談や介護保険法の改正に伴う新たな業務等に対応した。在宅サービスセンターについては、積極的な受け入れを行うことにより、年間延利用登録者数及び延利用者数がともに増加したためとしています。
- ・ **No.6 9** 生きがいデイサービスの実施で、●2つから●3つに増えています。評価理由は、延利用者数及び延利用日数ともに減少したが、身体機能等の低下から介護保険サービスに移行したこと、また、介護予防リーダーや体操普及推進員等が行う介護予防等を目的としたサロン活動や体操自主グループ等、高齢者の参加できる活動場所が増えてきたことなどをあげています。
- ・ 21 ページ **No.7 3** 女性の能力開発・向上の支援で、産業振興課が★1つから★3つに増えています。評価理由として、昨年まで情報提供のみであったが、国の交付金を活用し女性を対象に創業塾を開催したことで、主体的な取り組みを実施することができた。また、事業の内容についても、受講者の自己啓発にも寄与し、女性の能力開発・向上の支援につながったとしています。
- ・ 同じく市民生活課ですが、★2つから★3つに増えています。評価理由として、マザーズハローワーク立川の協力を得て、「女性のための就職活動応援講座」を開催し、同日マザーズハローワーク立川の出張相談会も行いました。また、ビジネストの協力を得て、「女性のための起業講座」を開催しました。これから就職や起業を考えている女性の後押しとなるよう支援したことによります。以上です。

◎26年度の答申に対して、27年度各所管課ではどのような取り組みをしたのかについて

- ・ 26年度の年次報告書の56ページに審議会からの答申を掲載しています。26年度に各課で実施した事業内容や評価及びその理由に対して、ご意見をいただいています。26年度の答申に対して、27年度各所管課ではどのような取り組みをしたのかご説明します。

1「目標1 あらゆる分野への男女共同参画」に対する取組について

課題1 市政への男女共同参画の推進

(No.1) 審議会等の男女比率の改善についてのご意見でした。

平成26年度と比較して、女性委員の占める割合が少し上昇しました。庁内報で審議会等における女性委員の占める割合の目標数値について掲載し、必要性を呼びかけました。また、学校における女性教諭の管理職選考試験の奨励については、26年度は受験対象女性教諭が15人で受験者はいませんが、27年度は23人中2人が受験されました。(No.2)

課題2 教育の場における男女共同参画の推進

学校教育の場において、タバコやアルコール等による身体的影響について引き続き指導するとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ理念の普及に努めながら、性教育、妊娠等の母性尊重の観点からの教育を推進してください。というご意見でした。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ理念の普及に関しましては目標2におけるNo.18の健康課の取り組みで、教育委員会には具体的な取り組み項目が設定されていないため、健康課と教育委員会が連携した取り組みが必要となります。

2「目標2 互いの人権の尊重」に対する取組について

課題2 配偶者からの暴力の防止

(No.24) 配偶者等からの暴力(DV)の被害者を救済支援するための情報提供は、公共機関に限らず、駅のトイレなど広く市内に設置し情報提供を行ってくださいというご意見でした。

前年度の中央図書館に加え、27年度から新たに中央公民館及び玉川上水駅前広場の女子トイレにも設置しました。また、被害者支援のために関係機関で連携し、引き続き情報共有していきます。

課題3 あらゆる人権を尊重する意識づくり

(1) 男女平等の意識づくり

(No.32) 男女共同参画情報誌「は一もにい」の発行にあたっては、引き続き市民が編集委員として参画して、市民が関心を持てるような誌面づくりに努めてくださいというご意見でした。

27年度は市民2人の編集委員の協力を得て、「は一もにい」を発行することができました。

(2) 生涯学習の場における人権尊重の意識づくり

(No.40) 生涯学習の場における男女共同参画関連講座は、男性が参加しづらい平日の午前中に開催されているので、より多くの男性が参加しやすい曜日や内容の設定に配慮してくださいというご意見でした。

27年度は講座を土曜日に開催し、男性が参加しやすいよう配慮されています。

3「目標3 「仕事と生活の調和」の推進」に対する取組について

課題1 「仕事と生活の調和」を実現する支援

(No.55) 家庭教育の講座の充実については、母親と子どもを対象にしているような内容に受けとめられますので、父親、母親で家庭教育について共有できるような内容の講座を実施してくださいというご意見でした。

公民館で実施している講座については、27年度も男性の参加はなかったようですが、参加した女性が家庭内で参加できなかった男性に対して話題にしやすい情報の提供に努め、男女で共有でき、子育てに活かされるような内容の講座を実施したとしています。

(No.56) 学童保育所の待機児童の解消についてのご意見でした。

児童館及び学校施設内でランドセル来館を実施し、待機児童対策を行っています。

課題2 安心して暮らせる介護支援環境の整備

(No.67から70まで) 介護する女性または男性の負担を軽減するためには、介護施設の整備、給付サービスの充実等介護支援環境の整備に努め、引き続き介護者への相談支援体制の充実を図り、より一層支援事業の施策が進展するよう努力してくださいというご意見でした。

所管課の高齢介護課では引き続き支援に努めています。

課題3 働く場における男女共同参画の推進

(No.76) 安心して仕事を続けることができる職場環境をつくるためには、「事業主の理解」が必要です。事業者の責務は条例でも規定されているため、積極的に働きかけを行ってください。そのためには、まず市役所が事業所として、率先して職場環境を整え、女性職員が働き続けている実態を示し、市内各事業所の手本となるよう努めてくださいというご意見でした。

市役所では今年3月に職員の女性活躍推進の方針を示した特定事業主行動計画を作成し、取組むとともに市内事業所の参考となるよう市HPにも公開しております。

4 「目標4 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」に対する取組について

男女共同参画社会を実現するためには、その推進に向けた組織体制が重要であり、専任の係設置を要望します。また、男女共同参画推進拠点の整備については、現在既存施設の一部を活用していますが、拠点施設の設置について、今後の中長期計画に具体的に盛り込むよう努力してくださいというご意見でした。

既存施設の一部（新堀地区会館2階）を活用し、啓発資料や女性に対する暴力防止のパネルなどを常設しております。また、市役所1階市民ロビーに啓発資料等を設置しておりますが、いずれもスペースが狭く資料の充実には至っておりません。以上です。

<意見>

目標1あらゆる分野への男女共同参画 No.1からNo.13まで

1ページ

No.1 審議会等の男女比率の改善

- ・評価理由には、実績にあるように女性委員の占める割合が少し上昇したということで★が増えているので、どのくらいの数字であれば★を何個にするという明確な目標がないと評価に反映できないと思います。

→No.1に関しては、目標値を30%にしてあります。

→No.1は数字として表れるのでわかり易くもありますが、30%を超えないと★は3つにならないと思います。年度によって評価する人が変われば、評価もかわりますので非常に難しいところです。その辺が各課によって曖昧ではあります。自己評価については、全体的に甘いということは毎年議論されているところですが、その辺も整理していただくと事業もやりやすいと思います。(部長)

No.2 女性教諭・職員の管理職選考試験受験の推奨

- ・26年度は実績の受験者が15人中0人で★2つで今回は23人中2人で同じ★2つになっています。どうすれば★の数が変わるのか、奨励すれば良いとしているのかと見ると、案の定評価には推奨したと記載してあります。実際に管理職試験を受ける女性は少ないです。0人から2人になったという成果があれば★の数を増やしてもいいのではないかと思います。
- ・実績の人数のところに比率を記載するとわかりやすくなると思います。

・職員課の方は未実施となっていますが、選考に切り替わったので奨励する必要がないということは、事業が必要ないと思います。

→27年度の年次報告書は、第二次東大和市男女共同参画推進計画に基づいて評価していますからNo.2の職員課の事業は削除することができないので、28年度の年次報告書からは、第二次計画の改訂版になりますので、改訂版には新規にNo.3女性管理職の登用促進という事業を追加しています。(事務局)

No.5 母性尊重教育の充実

・事業名ですが、昔にも母性の意味合いについて話題になりましたが、母性というのは母の性と書きますけど、意味としてはもっと広い考えがあって「生まれた命」というように捉えています。自己評価にも母性尊重教育という言葉を使っているの、母性と書くことによって、女性側だけの意味に受け取られる気がするの、違う言葉で表現できないでしょうか。

→母性の枠を超えた生命の尊重と捉えてほしいということでもよろしいでしょうか。

No.3からNo.6まで

・評価は、自己評価ですが、所管課が理解することができたと記載してありますので、評価をより客観的にするには、主催した人の思いだけではなく、研修に参加した人などのアンケートを参考にするとより客観的な評価が出ると思います。

2ページ

No.7 人権尊重教育推進委員会における男女平等教育の推進

・実績に第1回から3回までの参加者と男女の人数がありますが、内訳なので括弧で記載したほうがいいと思います。

→No.11の実績に括弧書きの記載がありますので、同じように修正させていただきます。(事務局)

・誰を対象としているのか書かれていないと思います。

→確かに言葉が足りないと思います。評価から推測すると教員が対象だと思われそうですが、明確でないの、で所管課に確認します。(事務局)

→私の知っている範囲では、各学校に男女平等や人権尊重の担当の先生がいて、その担当を集めて開催しているのではないのでしょうか。

No.11 新規採用教職員の研修の充実

・実績にある講師の記載ですが、先に講師名を書いて後に肩書きを書くのが一般的です。

No.12 教職員・保育士の男女適正配置

・指導室の評価に、小学校と中学校の別はあるが、児童・生徒を指導するうえで、バランスがとれている。となっていますが、小学校は女性の先生が多くて、中学校は男性の先生が多いのにバランスがいいということにはならないと思います。

→特に男女の差は必要ないと思いますが、中学校は男女比に差があるように思います。中学校希望者に男性が多く、小学校希望者に女性が多いということなのですが、なるべく半分に持っていきたいのですが希望の時にすでに差があるということだと想像します。

→そうするとバランスがいいということにはならないと思いますし、★が2つにも疑問を感じました。

→最初に中学校を希望したらそのまま中学校の教員で勤務し続けるのだから、そこを変えていくのは難しいと思います。(事務局)

→女子大生が受験の時に中学校を希望すればいいのですが、そもそもの希望が少ないので難しいです。

→中学校の男女のバランスというのは、私たちの一般常識だとやはり思春期の男の子たちには、取り扱いも含めて男性の先生の数が多くなければ、なかなかうまくいかないという考え方もあると思います。体力的にも小学生とは違いがありますから、若い女性の先生では収まりつかないという話も聞きますので、男性の先生が多いことに違和感がありませんから、この人数比でもバランスが取れていると思

います。

- ・子どもたちが、女性の先生だと馬鹿にするとか甘く見るということがおかしいことであって、男女共同参画が教育現場でうまく進行していないのではないかと思います。

→この辺の理由は私たちではわかりませんので、事務局で主管課に良く聞いて修正していただければと思います。

- ・文章の意味がわからなくて、男女比を考慮しながら人事配置を希望しているというのは、だれが希望しているのでしょうか。また、バランスが取れているという表現をしているので、バランスが取れているという数値を示してあればわかりやすいと思います。

→言葉が足りなさすぎると思いますので、修正してほしいと思います。

目標2 互いの人権の尊重 No.1 4からNo.4 9まで

3 ページ

No.1 7 健康づくり運動の推進

- ・健康増進法という法律ができて、超高齢化社会になると健康づくりでは無くてもっと積極的な言い方はないでしょうか。

4 ページ

No.1 8 心身の健康づくりの促進に関する情報提供

- ・実績にある講演会がメンタルヘルスに関することで、重要だとは思いますが、取組内容と一致していないと思います。No.1 7に該当する実績だと思います。

→所管課に確認します。(事務局)

- ・リプロダクティブ・ヘルツ/ライツの用語説明は他のページにあるというようになっていますが、同じ枠内に空欄がありますから、ここに書いた方がいいと思います。

No.2 3 DVの防止に向けた広報、啓発

- ・広報や啓発は、特定の人だけでなく皆に知ってもらうことが、最大の防止だと思います。
- ・DVとはどういうことなのかということを知ってもらうことも必要だと思います。

No.2 4 DV被害者の救済を支援するための情報提供

- ・実績の東大和警察を東大和警察署に修正してほしいと思います。
- ・実績に、DVカードを市民生活課窓口や市役所女子トイレ等に設置とありますが、評価理由には女性に限定した市民に情報提供することによりとなっていますが、市民生活課の窓口にあると女性に限定されていないと思います。

→現状、市民生活課の窓口にカードを置いています但し検討します。(事務局)

- ・★1つが★3つになっている理由がわからないのですが、DVカードを女子トイレや中央公民館に置いたということによって3つになったのでしょうか。

→カードの置き場を増やしたことでなく、DVに関する講座を開催したことが理由です。(事務局)

→参加者が14人というのは多いと思っていますか。

→多くはないと思います。(事務局)

→この内容で、★3つでいいのでしょうか。

→相対評価だとすると★3つでも疑問は感じません。基準がないので評価が難しいと思います。

→難しい問題なので掲載していないと思いますが、昨年も関係機関と連携を取って被害者を救済したというお話がありましたので、そういうことも含まれているのではないのでしょうか。

→★3つの基準は、順調または達成となっているので、順調ということではないのでしょうか。

→以前女子トイレにDVカードを置くと聞いたので、トイレにDVカードを置くということだけ、講座を開催したことだけで精一杯なのかと思ってしまいます。カードの置き場をどんどん増やすというこ

とは間違いだと思いますがどうでしょうか。

→以前なぜ女子トイレだけなのか、むやみに男性に情報を与えたくないから女子トイレだけに置いているというお話しでしたが、男性にも取れる場所に置いたのは、考え方が変わったのでしょうか。

→今までに報告書の中に記載はなかったのかもしれませんが、DVカードが市民生活課に置いてある理由は、相談先をご案内できるということで窓口を設置しています。DV被害者の方が駆け込める場所などについては、市のホームページなどにも出ていませんし、伏せている状況でもありますが、ここは矛盾するところでもありますので、整理します。内閣府のガイドラインやマニュアルがありますが、それを参考にして煮詰めていかなくてはということを上司と進めているところです。現状では精一杯ということは、ご意見にあった通りです。表現が悪いと思いますが、絶対評価になると★3つにはならなくてももっとやれるということになってしまいますので、今回の評価は目標にある情報提供ができているということで★3つにさせていただきます。(事務局)

・DVカードは、他の自治体でも女子トイレ以外にも置いてありますが、置く時に許可がいるのでしょうか。

→市の施設である図書館や公民館は、主管課に確認した上で配置しています。昨年、主管課が環境課の玉川上水駅と東大和市駅の女子トイレに置くために配置場所の写真を撮るなどして試みましたが、東大和市駅の女子トイレは手洗い場に段差がなかったので水浸しになる可能性も考えられることから、置くことを断念しました。玉川上水駅には置いてあります。こちらは置いてから一ヶ月以内だったと思いますが、購入したケースごとなくなりましたので、今は手作りの簡易ケースに変えました。簡易ケースにしてからは、なくなることはありません。(事務局)

→置くことについて先方から断られたということはないですね。

→そのような反対はありません。(事務局)

→DVで悩んでいる方にとって情報は必要ですし、女性だけが見ることができる場所に置くことは必要だと思います。

・駅の構内のトイレは西武鉄道の許可が必要でしょうけれど、許可を取って置くことはできないでしょうか。

→もし許可をいただいたとしても、カードの確認が難しいと思います。庁舎内や駅のトイレには、残数や汚れなどの確認に週2回回っています。(事務局)

→事情を話せば確認などもやっていただけるのではないのでしょうか。

→カードは内閣府と東京都から来たもので、足りなくなったら随時お願いして追加していますが、各区市からの要望が増えると対応しきれないと思います。(事務局)

→市独自で作れないのでしょうか。

→内容についても吟味しなければならないことがたくさんありますし、市の相談窓口を伏せている状況でもありますので、内閣府と東京都のものを使用しているというところです。これ以上置き場を増やすと、マンパワーも必要ですし、外部の施設などは設置には協力しても管理まではできないと思います。(事務局)

→毎日確認する必要はないと思います。

→確認はボランティアに頼むこともできますし、カードはコピーできないことはないと思います。★を3つにしてしまうと、ここまでしかできないと人は思ってしまうので、さらなる工夫が必要だと思います。中央公民館、玉川上水駅のトイレに置いたことで満足したのですかと聞いたのはこういうことです。

→このことについて、工夫してほしいということを答申に盛り込むということによろしいのでしょうか。

→取組内容と実績に整合性がないと思います。

→第二次計画の改訂版は、変更になっています。(事務局)

7ページ

No.34 男女共同参画に関する広報、啓発

・実績が一杯あるのに、★2つでは少ないと思います。

→先ほどと逆の意見になりますが、検討させていただきます。(事務局)

No.36 男女共同参画川柳の募集

・川柳は、アイデアがあつていいと思いますが、第12回の募集になりねたが尽きてしまうのではないかとマンネリ化するのではないかと心配ですがどうでしょうか。

→今年度は範囲を広げて募集を呼びかけましたところ、既に昨年の応募を上回っておりますので好評だと思います。(事務局)

→関係者には12回目の募集ですけど、応募者は変わっていると思います。

→毎年楽しみに出してくださるおなじみの方もいます。(事務局)

→おなじみの方もいいと思いますが、違う方の応募があつて裾が広がる方がいいのではないのでしょうか。

→市内に中小企業大学校がありますが、そこには全国から研修生が集まっていますのでそこにチラシの配布をお願いして、イトーヨーカドーにも、従業員向けに配布をお願いしましたので、昨年の380作品を超える応募があることを期待しているところです。(事務局)

・昨年の川柳選考委員会で感じたことは、ハミングホールを使用して表彰式を行うのですから、若い人に浸透してほしいと第一印象で感じました。中学生の応募がたくさんあつたので、男女共同参画社会を作りましょうということは、大人がいきなりというのは難しいので、子どもの時からの積み重ねで意識を持てるということが大切だと思います。家庭内がその第一歩だと思いますから、そういう場を利用して子どもたちが興味を持てるような企画ができないかと思っています。

→出し物という話がありましたが、理想的な企画だと思います。今年度については、予算も決まっておりますのですぐに反映させることは難しいですが、せっかくいただいた意見でもありますので、実現可能なかどうかをまた他にどんな案があるのかということ、ご意見を伺いながら検討したいと思います。(事務局)

・川柳には、付加価値をつけていくことができたらいいと思います。例えば学校の教材にするとイラストで興味を引くということです。

・フェスタに子どもたちを参加させるかどうかのほかに、子どもたちに啓発する別の方法もあると思うので検討したいと思います。

・嵐山のシンポジウムに参加した時に、他の団体が男女共同参画のスゴロクを作ったと言っていましたし、最近では若い落語家を使って消費者問題や男女共同参画問題を広報しています。映画もいいですが、若い人が集まるような工夫が必要だと思います。

→以前に、落語家を招いてフォーラムやりましたね。

→消費者問題では落語の出前講座がありますが、男女共同参画ですぐに落語家を呼ぶのは難しいです。今年度は2月11日にフェスタを開催しますが、同じ日に大ホールで、円楽、たい平の落語会がありますので、内部で検討しているところです。(事務局)

目標3「仕事と生活の調和」の推進 No.50からNo.78まで

16ページ

・「仕事と生活の調和」は「ワーク・ライフ・バランス」といいますが、横文字のほうが浸透していると思います。でも市民のほとんどはその言葉を知らないということなので、言葉を統一して浸透させた方がいいと思います。浸透させるためには、メリットをPRすることが必要だと思います。事業主の責務と条例にあります、事業主へ市からの働きかけをしていただくことも必要だと思います。

18ページ

No.6 2 子育て相談事業の継続

- ・子育て支援課の評価理由に、積極的なアウトリーチとありますが、アウトリーチという言葉は一般的なのでしょうか。出張サービスということのようですが、わかりにくいのではないのでしょうか。
- 簡単な説明書きを加えたらどうでしょうか。

19ページ

No.6 4 ホームヘルパー派遣事業の実施

- ・取組内容がひとり親家庭へホームヘルパーを派遣することで、実績が0件であれば評価も検討する必要がありますと思います。
- 主管課からは、○1つで未実施ということでしたが、派遣事業そのものを事業として整備していたかということが基準の一つになると思ったので、実際利用者がいなかったことで未実施にしてしまうのはどうかということで協議したところ、整備はしてあるが利用者がいなかったということで、●2つにさせていただいたということです。(事務局)
- 取組内容が、整備ということであれば●2つでもいいのですが、派遣の実施が目的なので●1つではないかと思います。
- 事業名が派遣事業の実施なので、派遣事業を行っていること自体は満たしているということにはならないでしょうか。
- 次回計画を設定する時に事業名を整理していただくということによろしいでしょうか。
- ・実績が0件とありますが、これは家庭内のプライバシーを見られたくないというような思いがあるのでしょうか。
 - ・どのような支援をしてくれるのかということが、具体的にわかったほうがいいと思います。
 - ・PR不足なのではないでしょうか。
- 相談や申請はありましたが、派遣の要件を満たしていなかったということのようです。(事務局)
- 申請があつたが、派遣には至らなかったということを書いてもいいと思います。
- この書き方だと何もなかったように感じられますので、所管課と調整します。(事務局)
- ・子育て支援課には、コンシェルジュという相談の嘱託員を配置してしまして、ホームヘルパー以外のことでもひとり親に対する支援がされたということは確認しています。(事務局)

22ページ

No.7 6 事業主等への要請

- ・取組内容に「男女共同参画の実現については」とありますが、間口が広すぎるので、「ワーク・ライフ・バランスの実現については」に変更した方がいいと思います。
- 第二次改訂版には、ワーク・ライフ・バランスの視点からと掲載しています。(事務局)
- ・商工会等を通じてとなっていますが、東大和市には大きな企業が少ないので、商工会を通じて周知しても小規模の会社になってしまうので、家庭の中で女性の育児をサポートするということになると思います。育児休暇を取るように言っても違和感があるのが東大和市の現状だと思います。でも働きかけはどんどんやってもらえればいいと思います。
- 小規模の企業が多いということですから、商工会を通じて事業主へアピールさせていただくのがいいと思います。

目標4 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実 (No.7 9からNo.8 5まで)

23ページ

No.8 0 男女共同参画担当組織の充実

- ・評価が★3つになっていますが、東大和市のような消費・共同参画係という組合せは他市には見られ

ないですし、小平市は課になっていますし、昨年の意見にも専任の係と言っていますので納得がいきません。

→何度も言っているのに、企画課は★3つで評価してきますね。

→企画課としては、係の設置として評価を出していますが、市民生活課では、沢山の係を抱えています。男女共同参画に関しても25市の状況をヒアリング等で示しています。組織のことでありますので、課の現状をすぐに反映させることができるかどうかは未知の世界ですが、組織の改正がある度にその時々課長が言っていますので、意図は企画課に伝わっていると思いますので、長い目で見ていただきたいと思います。(事務局)

→昨年度の答申にも意見として載っていますが、今年度も引き続き意見を出すということでどうでしょうか。

・男女共同参画という問題は、じわじわ効いてくるもので即効性はないですが、少子高齢化に向けて非常に重要な中で目標は達成したと書かれてしまうと昨年の答申は何だったのかということになりますから、所管課と調整してほしいです。

No.8 3 男女共同参画推進拠点の整備

・企画課は★3つで、市民生活課は★1つなのでどうなのかと思います。企画課は組織整備をしたから十分ということでしょうか。

→改訂版では、少し項目を変更してまして、組織改正を検討する中で男女共同参画担当組織の充実を図ると企画課が提示しています。

24ページ

No.8 5 国・都・他市町村との連携

・実績の(2)にある講師の肩書きがないので、どんな人なのか解らないので書いてほしいです。

→調べて付け加えます。(事務局)

・全体的に、各課から回答があったものをまとめているので、言葉の表現の統一を市民生活課でやってほしいです。

・★3つの事業が、前年度より4事業増えた公民館事業をはじめ、全体を通して前進しており成果があがっているということは大いに評価できます。

・誰もが気軽に悩みや被害等を相談できる体制の充実が不十分であるので、悩み苦しんでいる方の為にも早急に対応できるよう相談所の開設が望まれます。

・情報交換や自由に専属的に使え互いに学習できる場の提供が必要である。10カ年計画の後期末には整備できるよう早期に準備に取り掛かるべきであると思います。

・今年の資料は、前回よりも工夫されていますのでごく見やすくなっていて評価できます。

<事務局から今後の予定について>

本日いただきましたご意見を事務局でまとめまして、10月の審議会の開催通知と一緒に、答申(案)を送付する予定です。10月の審議会で答申(案)についてのご意見をいただき、11月の審議会で最終確認をしたいと思っています。市長、副市長との日程を調整しまして、11月中旬に答申する予定です。その後年次報告書を作成しまして、12月中旬に公表となっています。

2 その他

事務局から連絡

(1) 川柳選考委員会委員の選出について

第12回の募集チラシは、市内中学校、シルバー人材センター、北多摩西部消防署、中小企業大学校、イトーヨーカドーに配布し、第五中学校からは、1、2年生から、第一中学校からは、文

芸部から応募があり、現在450作品が集まっています。消防署からはまだ来ていないのでこの後たくさんの応募作品が集まると思います。

川柳選考委員の構成、会長、副会長、子ども生活部長のほかに男性1人、女性1人、合計5人。

委員会は、11月22日火曜日午前中に開催予定。フェスタは、2月11日土曜日午後開催。

※選考委員会の日とフェスタ当日は、報酬が出ないことをご了承ください。

委員決定

※選考委員会は午後の時間にできるように日程調整し、後日連絡いたします。

(2) 男女共同参画講座について

第3回男女共同参画講座 「介護!!これから直面するあなたへ」

(3) 次回審議会（第9回）の開催について

平成28年10月13日（木曜日） 午後7時から 会議棟 第6会議室

第二次東大和市男女共同参画推進計画平成27年度年次報告書（推進状況調査報告書）について
答申案検討

第10回審議会平成28年11月10日（木曜日）午後7時から 会議棟第6会議室で開催予定
以上。